

畑かん営農ポテンシャル向上事業散水省力化技術構築業務委託に係る 企画提案競技会実施要領

宮崎県農村計画課

宮崎県（以下「県」という。）が実施する畑かん営農ポテンシャル向上事業散水省力化技術構築（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定する業務委託企画提案競技会（以下「企画提案競技会」という。）を実施するに当たり、この要領に基づき募集する。

1 目的

畑地かんがいを利用した営農を実施するにあたり、散水器具の設置、回収の手間や栽培期間中の散水の手間を軽減するための省力化技術の構築を行う。

2 委託の内容

本事業に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

4 委託料

委託料は、1,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 委託契約書（案）

別添のとおり。

6 参加資格

本業務に関する企画提案競技参加資格者は、以下に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

【参加資格】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に打合せ等に対応できる体制を整えていること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ④ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- ⑤ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規

定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。

⑥ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

7 委託先の選定

企画提案競技会を実施し、プレゼンテーションによる審査の上、委託先を選定する。

8 スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 令和6年6月14日（金）17時まで | 事前説明会参加申込み締切り |
| (2) 令和6年6月17日（月） | 事前説明会 |
| (3) 令和6年6月18日（火） | 質問回答締切り |
| (4) 令和6年6月27日（木） | 企画提案競技会参加申込み締切り |
| (5) 令和6年7月5日（金）17時まで | 企画提案書提出締切り |
| (6) 令和6年7月11日（木）午後 | 企画提案競技会（プロポーザル方式） |
| (7) 令和6年7月下旬 | 委託契約締結（予定） |

9 企画提案競技会の方法

(1) 審査方法

プレゼンテーションによる審査方法とし、提出された企画案について、以下の点を総合的に審査の上、選定する。

- ・ 業務理解に関すること
- ・ 実施の計画性
- ・ 業務体制
- ・ 経費の積算
- ・ 会社実績

(2) 事前説明会の開催

企画提案競技会への参加を希望する者に対して、以下により事前説明会を開催する。なお、事前説明会は、Web会議システムを活用して行うこととする。

①日時：令和6年6月17日（月）13時30分から

②Web会議システム：Microsoft Teams で実施する。

③参加申込：事前説明会への参加を希望する者は、参加申込書（別紙様式1）を令和6年6月14日（金）17時までに電子メール又はファクシミリにて提出すること。

④申込先：下記12を参照

(3) 本業務に関する質問回答

競技会に参加しようとする者において、本業務内容等に質問がある場合には、質問票（別紙様式2）に内容を記入のうえ、令和6年6月18日（火）までに下記12まで電子メール又はファクシミリにて提出すること。

(3) 企画提案競技会への申込

企画提案競技会に参加しようとする者は、参加申込書（別紙様式3）を令和6年6月27日（木）までに電子メール又はファクシミリにて下記12まで提出すること。

(4) 企画提案書の提出

① 各社の提案は、1社1案とする。

② 以下のア及びイについては、A4版用紙に内容を記載し、1冊にまとめて提出

ア 応募団体の概要

- ・名称
- ・所在地
- ・代表者名
- ・担当者職氏名
- ・担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）
- ・業務の執行・管理体制

イ 提案内容（必要となるデータは提供する）

- ・企画提案書（A4版）
- ・スケジュール（A4版）
- ・見積書及び見積明細書（A4版）
- ・会社概要や業務実績概要（既存のもの）
- ・納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ・誓約書（別紙様式4）

③ 企画提案書の提出期限等

提出期限 令和6年7月5日（金）17時必着

提出部数：10部

提出先：下記12を参照

(5) 企画提案競技会

各社の持ち時間は、説明（15分）と質疑応答（5分）の20分以内とする。

① 日 時 令和6年7月11日（木）午後※時間は7月9日までに連絡する。

② 場 所 宮崎県庁内会議室（宮崎市橘通東2丁目10番地1号）及び
各リモート会場

③ 審査方法

各社の開始順については、企画提案書の提出順とする。なお、Web会議システム（Microsoft Teams）を活用し、競技会を実施することとする。

10 委託契約の締結

(1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。

(2) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

11 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

12 問合せ、資料提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番地1号県庁1号館6階

宮崎県農政水産部農村振興局農村計画課畑かん営農推進担当 早日、平田

メールアドレス: hayahi-takanori@pref.miyazaki.lg.jp

13 その他

- (1) 本業務を遂行するにあたって、必要となる作業時間等のデータや各種調査については、原則として企業（受託者）主体で実施することとするが、必要に応じて県と連携して行うこと。
- (2) 実証を行う場所は、可能な限り企業（受託者）で選定する。具体的な地域やほ場が決定していない場合は、本要領12まで電子メールまたはファクシミリにて連絡のうえ、事前相談は可能とする。
- (3) 応募は1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- (4) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (5) 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (6) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (7) 作成した報告書等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。